小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第６３８号

東京都江戸川区東小松川４―14―９―203

再生債務者　山田　晃久

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年３月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第９号

青森県三沢市松原町２丁目31番地3823号　Ｆ98―Ｐ

再生債務者　類家　正行

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年３月30日

青森地方裁判所十和田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１０号

埼玉県南埼玉郡宮代町中央３丁目２番28号　山崎ビル303号

再生債務者　丹　　直樹

1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年４月19日まで

4　一般異議申述期間　平成29年５月８日から平成29年５月15日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１号

大分県国東市武蔵町糸原3815番地16

再生債務者　平塚　聖也

1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年４月26日まで

4　一般異議申述期間　平成29年５月10日から平成29年５月31日まで

大分地方裁判所杵築支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００３６号

東京都西東京市中町４－２－２

再生債務者　新野　俊夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年４月17日まで

平成29年３月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号

神戸市須磨区菅の台３丁目15番地１号棟1007号

再生債務者　古賀　大碁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年４月18日まで

平成29年３月28日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

岩手県花巻市石鳥谷町好地第４地割80番地48

再生債務者　佐藤　勝彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年４月19日まで

平成29年３月29日

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（再ロ）第３号

香川県観音寺市本大町1713番地７

再生債務者　高橋　　茂

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年４月27日まで

平成29年３月30日

高松地方裁判所観音寺支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１１号

埼玉県川越市新宿町６丁目４番地45

再生債務者　鈴木　高明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月29日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第４号

栃木県小山市大字粟宮1708番地

再生債務者　上野美智子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月30日

宇都宮地方裁判所栃木支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２３年（再ロ）第２号

香川県木田郡三木町大字氷上324番地５

再生債務者　泉　　清

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成24年２月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年３月30日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

企業年金基金変更公告

三五グループ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。

１．新事務所の所在地　愛知県みよし市福田町宮下１番地１

２．旧事務所の所在地　愛知県名古屋市熱田区六野一丁目３番１号

３．変更年月日　平成29年４月１日

平成29年４月10日

愛知県みよし市福田町宮下１番地１

三五グループ企業年金基金

理事長　近藤　啓二

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十九日

掲載頁　三頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年四月十日

山口県宇部市常盤町一丁目一番二二号

（甲）株式会社藤原・山下設計事務所

代表取締役　河野　良輔

山口県宇部市常盤町一丁目一番二二号

（乙）ミドリ商事有限会社

代表取締役　山下　　宏

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割により、甲は乙の電池事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

また、甲は丙の電池事業の一部に関する権利義務を承継し、丙はそれを承継させることにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十日

掲載頁　一二〇頁（号外第一三六号）

平成二十九年四月十日

福島県郡山市日和田町高倉字下杉下一番地の一

（甲）株式会社東北村田製作所

取締役　江連　淑人

東京都港区港南一丁目七番一号

（乙）ソニー株式会社

代表執行役　平井　一夫

福島県郡山市日和田町高倉字下杉下一番地の一

（丙）ソニーエナジー・デバイス株式会社

代表取締役　江連　淑人